議第五九号

奈良県議会議員の議員報酬額、 費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例

の一部を改正する条例

和三十一年十月奈良県条例第四十号) 奈良県議会議員の議員報酬額、 費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例 の一部を次のように改正する。 (昭

着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。 より費用弁償を受ける場合を除き、 第二項中 じ当該各号に掲げる額を支給する」を「を支給しない」に改め、 第八条第一項中「として、 「とき」 の下に「 (前項に規定する場合を除く。 一日につき次の各号に掲げる利用した交通手段の区分に応 \sqsubseteq を削り、 \smile を除く。 同項ただし書中 を削る。 _ を加え、 \neg 同項各号を削り、 (宿泊料、 「前項の規定に 食卓料及び 同条

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理由

例 正をしようとするものである。 「国家公務員等の旅費に関する法律」 \mathcal{O} 部が改正されることに伴い 議員の費用弁償の制度を見直すため、 県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条 所要の改